

一号特定技能外国人現場入場受入ルール(建築版)

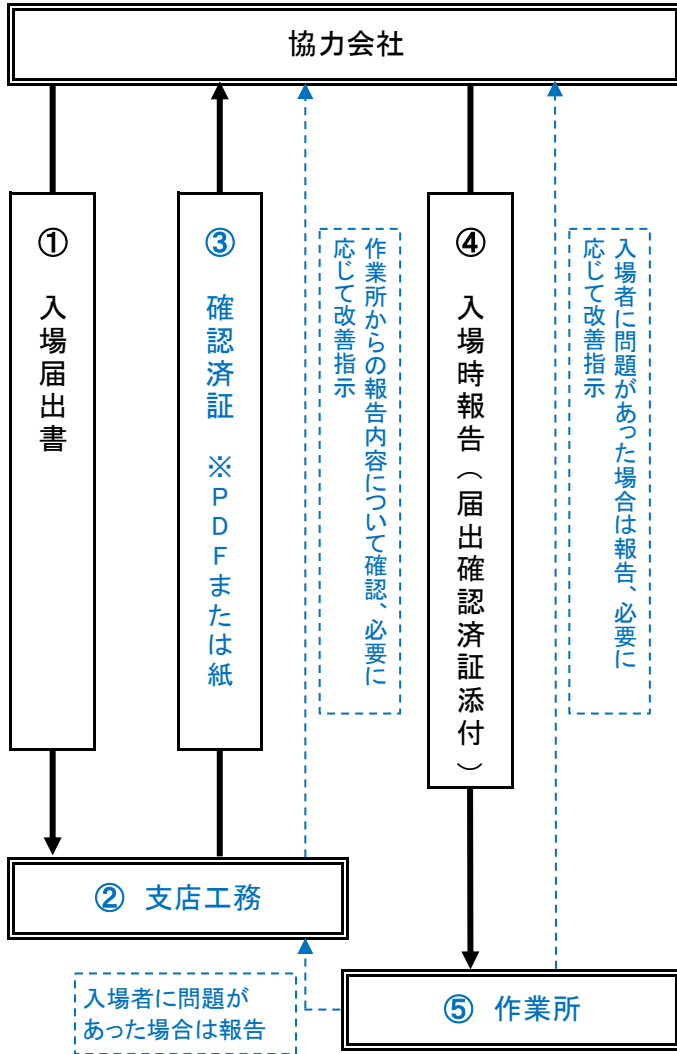
※1: この用紙は、下段の提出書類(提出確認欄)にレ点を入れて支店届出書と一緒に提出してください。

※2: 当社作業所へ入場予定の無い特定技能外国人については、書類の提出は必要ありません。

※3: 都市開発支店・首都圏建築支店・東日本建築支店への提出については、いずれかの支店へ届出て確認を得れば、共通で確認したものとします。

※4: 応援等で入場に急を要する場合は、作業所へ在留カードと建設キャリアアップシステムカードの写しを提出することで入場可とするが、遅滞なく受入ルールによる申請を行うこと。

◎ 黒字: 協会の対応 青字: 東急建設の対応



- ① 協力会社より、「入場届出書」及び必要書類を支店 工務へ提出
 ※1: 入場予定日の15日前までに提出
 ※2: 入場作業所未定では受付できません
 - ② 工務にて、提出書類を確認
 - ③ 工務より協力会社へ、確認済証(届出書類の問題の有・無)を通知
 ※工務にて、提出書類一式をDropboxの指定フォルダへ保存し、管理一覧へ記載
 - ④ 作業所へ入場を事前報告
 ※支店からの届出確認済証を添付する
 - ⑤ 作業所にて、再下請負通知書・施工体制台帳に一号特定技能外国人が従事することが明記されている事、作業員名簿に当該就労者が記載されている事を確認する
 ※必要に応じて、支店工務に提出書類を確認
- 入場
- 入場者に問題があった場合は、協力会社及び工務へ報告、必要に応じて改善指導

提出書類 ※0.以外は写しを提出してください		提出確認	受領確認
0.	一号特定技能外国人現場入場届出書		
1.	パスポート(国籍、氏名等と在留許可のある部分)		
2.	在留カード		
3.	建設キャリアアップシステムカード ※2020年1月以降に申請が受理された受入計画について登録義務化		
以下の書類は、3.建設キャリアアップシステムカードの登録が無い場合のみ必要			
4.	建設特定技能受入計画認定証		
5.	受入建設企業と一号特定技能外国人との間の雇用条件書		